**枚方市立小中学校における新型コロナウイルス感染症の**

**陽性判明時の対応について**

**１．感染確認の調査のための臨時休業等について**

**（１）緊急事態宣言発出中**

　　　新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した場合に、必要に応じて臨時休業を行います。

1. **発症日又は検査日（発症していない場合）から2日前までに登校又は勤務していない場合**速やかに消毒を行い、通常通り運営いたします。

 **②　発症日又は検査日（発症していない場合）から2日前までに登校又は勤務している場合**

速やかに消毒を行うとともに、学校において濃厚接触者等の候補の調査を行います。保健所が濃厚接触者等の有無を確認するまでの期間**（原則3日間）臨時休業**とします。期間については、延長（又は短縮）する場合があります。

**（２）緊急事態宣言解除後**

新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した場合に、必要に応じて陽性者の所属する学級を閉鎖します。

①　発症日又は検査日（発症していない場合）から**2日前までに登校又は勤務していない場合**

　　　　速やかに消毒を行い、**通常通り運営**いたします。

②　発症日又は検査日（発症していない場合）から**2日前までに登校又は勤務している場合**

速やかに消毒を行うとともに、学校において濃厚接触者等の候補の調査を行います。学校での調査をもとに保健所が**濃厚接触者等の有無を確認するまでの期間（原則3日間）、陽性者の所属する学級を閉鎖します。**期間については、延長（又は短縮）する場合があります。

**２．感染拡大防止のための学級閉鎖等について**

**同じ学級において、複数の陽性者が判明し感染が拡大している可能性がある場合、感染の拡大状況や児童生徒等への影響を踏まえ、５～７日程度の学級閉鎖**を行います。なお、感染確認の調査による臨時休業や学級閉鎖から引き続き実施する場合は、当初の閉鎖期間も含めて５日～７日程度とします。期間の短縮は行いません。また、**複数の学級を閉鎖する場合は学年閉鎖**、**複数の学年を閉鎖する場合は、学校全体を臨時休業**とします。

**３．安心・安全のための検査（抗原検査及びPCR検査）の実施について**

保健所の疫学調査による濃厚接触者等だけでなく、以下の場合、**教職員には学校抗原検査、児童・生徒には学校PCR検査**を実施します。具体的な対応については、個別の状況を総合的に判断し決定します。なお、**陽性者が、発症日又は検査日（発症していない場合）から２日前までに登校又は勤務していない場合、学校抗原検査及び学校PCR検査は実施しません。**

1. 1名の陽性者が確認された場合

①　陽性者が「教職員」の場合

【教職員】　全教職員に、抗原検査を実施

【児童・生徒】　陽性者が担当する「学級、部活動、留守家庭児童会室」（以下学級等）に所属し、陽性者との接触が認められた児童・生徒に、PCR検査を実施

②　陽性者が「児童・生徒」の場合

【教職員】　陽性者の学級等を担当し、陽性者との接触が認められた教職員に抗原検査を実施

【児童・生徒】　陽性者の学級等に所属し、陽性者との接触が認められた児童・生徒に、PCR検査を実施

(2)　 1週間以内に、同じ学級等（学級、部活動、留守家庭児童会室、登校班など）で　2名以上の陽性者が確認された場合

①　陽性者が「教職員」を含む場合

【教職員】　全教職員に、抗原検査を実施

【児童・生徒】　陽性者の学級等に所属する児童・生徒全員に、PCR検査を実施

　　　②　陽性者が「児童・生徒」だけの場合

【教職員】　陽性者の学級等を担当する教職員に、抗原検査を実施

【児童・生徒】　陽性者の学級等に所属する児童・生徒全員に、PCR検査を実施